

木材利用ポイント 登録工事業者 追加受付中!

林野庁は、2013年度補正予算として150億円を計上したことから、工事業者の追加登録の募集を行うと発表しました。

この制度を利用するには、事前に工事を行う都道府県の協議会に書類を提出して登録認定を受けなくてはなりません。

登録をご希望の方は下表の書類等を組合までお持ちの上、お手続き下さい。

①代表取締役印（個人の方は個人の実印）
②認定登録を受けた（見込みでも可）木材供給業者名と連絡先のメモ
③法人の方は「商業登記簿」のコピー（発行から3ヶ月以内のもの）
④申請者本人の確認書類コピー 自動車運転免許証、健康保険証、パスポート、住民基本台帳カードなど
⑤建設業許可通知書 または 宅地建物取引業者免許証のコピー
⑥上記⑤が無い場合は、以下の <u>ア・イから1つずつ（片方のみでは不可）</u> ア：新築木造住宅の工事請負契約書コピー（1年以内のもの） 内装・外装木質化工事の工事請負契約書コピー（1年以内のもの） 所得税の確定申告書B控え第一表・第二表コピー（1年以内のもの） イ：労災保険の加入証明書コピー（1年以内のもの） 組合の健康保険証コピー

組合締切り 2月20日（木）

お問い合わせ

東京都建設組合 事務局担当：山田まで 電話 03-3786-2233